

「第2期富田林市空家等対策計画（素案）」に対する

パブリックコメントの実施結果について

1. パブリックコメントの実施状況

- (1) コメントの募集期間 令和5年1月4日（水）から令和5年1月31日（火）
- (2) コメントの提出数 1通（提出方法 L o G o フォーム（電子申請システム））
- (3) コメントを元に加筆・修正した箇所：なし

2. パブリックコメントの内容

意見	コメントの内容	コメントに対する回答
1	（28）ページの（Ⅲ利活用の推進）について 対策の一つに、「地域小規模児童養護施設」に利活用を提案。参考：放送大学「福祉心理学（'21）第9章 空き家は、親から否応なしに譲渡された物件です。 運よく他者（他社）に買取をしてもらえたらよいのですが、住める状態であるにも拘らず、相続人の子どもは他のところで住んでいる。 そして毎年、固定資産税等を納税しています。仕方がなく相続した不動産（空き家）を処分又は活用したい、と思っている相続人がいると思います。 現在の児童福祉施設の子ども数は、20人規模から最大100人規模があるという。 そんなとき、処分又は活用したい空き家を、行政側が一軒家を相続人から貸与或いは買取をしてもらう。 一軒家に住むことになった養護施設の子どもはその地域の町会住民と触れ合うこともできるし、町会の行事に参加ができるのではないだろうか。ご検討をお願いします。	ご意見有難うございます。 空家等を地域交流の場、福祉サービスに利用することは、利活用の促進を行う上でも重要と考えており、空家等対策の取組み方針（素案32ページ）の中で記載しております。 ご提案いただいた内容につきましては、空家等を地域小規模児童養護施設として活用することは地域貢献に資するものと考えており、福祉サービスを提供する事業者から相談等があった際には、空家等の利活用を促してまいります。 なお、本市では空き家を相続人から貸与或いは買取をする制度はございませんが、今後も、空家等の利活用については、他市の状況も踏まえ調査研究してまいります。